

方をお伺いをいたします。

それからまた昨年、国は高齢者対策健康福祉十カ年戦略というのを打ち出しまして、高齢者対策を大幅に向上させる方針を打ち出しております。また東京都におきましても、高齢者対策を打ち出しておりますけれども、これはどのような関連を持たせてあるのかをお伺いをいたします。以上、片倉跡地の利用については、三点について御質問を申し上げます。

第二点目の総合病院について。

私は市民の健康と医療を守る立場から、地域の中心的な医療施設として、福生市に公立の総合病院を設置することが必要であるというふうに考えております。御存じのように青梅地域には、青梅市立総合病院があり、秋川流域の市町村には阿伎留病院がありまして、それぞれの地域の医療の中心的施設として、住民から親しみと信頼を受けているところでございます。

ところで福生市には現在、福生病院がございしますが、これは東京都国保団体連合会が運営に当たっているものでございますが、その性格上、必ずしも財政基盤が安定しているということは言いがたく、またしたがっておのずから設備、内容等につきましても、制約があるものと考えられております。

また一方で隣接の羽村市、あるいは瑞穂町におきましても同様の施設が皆無な状態から、市民から総合病院の建設が強く望まれているというふうに伺っております。しかし現状では、地域医療計画との関係で、新しく病院をつくるということは難しいものと思えます。そこでその方法の一つとして、現在ある福生病院を基盤とし、新たに三市町による組合方式等による公立の病院を設置したらいかがというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

さらにまた、この施設にリハビリ施設とか、特養ホームというのも併設することによりまして、高齢者対策の推進、また現在医師会に委託しております休日深夜の診療の実施、また救急医療体制の整備といった、あらゆる面で市民福祉の向上に資することは大きいものと考えておるところでございます。

三番目が地域会館の利用について。

福生市では最近、都営住宅の建てかえを初め、マンション、アパートの建設も盛んに行われておりまし

て、従来ありますところの市営住宅、あるいは東京都住宅公社の住宅、住宅公団の住宅団地等多くの集合住宅が設置をされております。これらの住宅はその構造上、自宅において葬儀等を行うことはなかなか困難でありまして、市営斎場の建設が強く望まれております。我々市民クラブを初め、多くの議員からこの要望が出されております。しかしながら、狭隘な福生市の現況から考えますと、実現ということはなかなか困難であるというふうに考えております。

そこで当面の解決策として、現在あります地域会館を開放したらいかがなものでしょうか。現在、福生市には、各小学校ごとに地域コミュニティの中心的な施設として地域会館が設けられております。この地域会館は、それぞれの目的によって図書館的機能を持つもの、公民館的機能を持つもの、単に会館として、集会場として使用されているもの、三つの形態に分かれております。

そこで三つ目の会館的機能を持つ地域会館を冠婚葬祭にも利用できるように開放したらいかがと考えていますが、いかがでしょうか。

また冠婚葬祭その他、各家庭に不時の来客があったときに、現在のような住宅事情ではなかなか宿泊は困難でありますし、福生市の地域にはホテル、旅館等も少ないといったような関係から、これらの施設を臨時の宿泊の場所として提供するということは考えられないものでしょうか。

さらに三点目として、現在会館が地域の方々に使用されておりますけれども、これは法的機関ということもございまして、十分に活用されているとは言えない面がございします。したがって制限を大幅に緩和して、例えば地域の方々の酒席の場としても使用できるといったような大幅な緩和はできないものであるか、お伺いを申し上げます。

第四点目の湧水と崖線の保全について御質問を申し上げます。

かつての福生市には崖線、いわゆるはけと言われる部分と、湧水——湧き水に恵まれた特異な自然を持った一帯がありました。その後の急速な都市化の進行に伴って、これらは破壊をされ自然が失われつつあります。私は今までも一般質問、その他いろいろな機会を通じて、この一帯の保全、保護を訴えてまいりました。現在、この地域には下の川の下水道改修工事が行われ、その上を道路とする計画が進

められているところでございます。

そこで御質問を申し上げます。まず第一、市長は今までこの一帯の保全、保護についてどのような対策を講じてきたか。また講じようとしているか、お伺いをいたします。

第二点目、東京都及び都下の市町村が中心となって計画を進めている「TAMAIふ21」に、項目として湧水と崖線の保全ということがうたわれておりますけれども、その内容はどのようなものか。また福生市ではこれに対してどのような対応をしようとしているのか、お伺いをいたします。

三点目、現在防衛補助事業として行っております熊川緑地の建設は、平成六年に完成する見通しでございます。そこで私は、次の公園緑地事業としてこの一帯を取り上げ、防衛施設庁との間に交渉を進めてはどうかというふうに考えていますが、いかがなものでございましょうか。

以上、三項目にわたりました。御質問を申し上げます。明快なる御答弁をお願い申し上げます。私の壇上におきます質問を終わります。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 上野議員さんの御質問に対し、御答弁申し上げます。

最初に片倉跡地の利用計画についての御質問でございますが、本件につきましては大変御心配をいただいておりますのでございまして、冒頭の施政方針の中でも申し上げましたとおり、当市における大きな課題の一つでございます。

当該地の土地利用計画に当たりましての基本的考え方は、得がたい土地をいかに有効活用するかであります。市といたしましては、少なくとも現況の三倍程度に利用できる可能性を見出すべく、平成二年度に調査、検討をいたしました。

結果は昨年御報告申し上げたとおりでございます。つまり隣接する南部の一部地域を含めまして、地区計画という都市計画を活用するならば、当該地の用途地域を熊川駅南側と同じ住居地域に見直させる可能性があると案になったわけでございます。

またこの調査に先駆けまして、内部でこれからの社会福祉事業を中心にした行政を推進するのに必要な

拠点施設、すなわちセンターとなる建物の概略規模を、およそ四千五百平方メートル前後ととらえました。私はこれらのことと並行して、この地域はもとより、福生市全域の活性化につながるような施設、つまり宇宙科学館の誘致を目指しまして、東京都と交渉を重ねてきた次第でございます。結果といたしましては、施政方針、また堀川議員さんの御質問の際に申し述べたとおりでございます。東京都は実施計画に基づき新年度予算で、基本構想を策定されるということになりました。

そこで御質問の点でございしますけれども、調査報告書の提案を基本といたしまして、都市計画についての関係協議を進めさせていただきました。現在までのところ、地元関係者の御理解、並びに建設省の事前了承も得られまして、住居地域へ見直しできる見通しがつけられてきました。あとは施政方針の中でも触れました多摩地域振興策関係とのことで、地区計画の知事承認、あるいは用途地域の知事決定に向けた東京都の事前チェックを一日も早くクリアさせることであります。

それから都市計画審議会ですとか、あるいは縦覧、議会説明、都市計画地方審議会へと進めることができ、決定ということに相なるわけでございます。このようなことから用途地域が住居地域に変更されることを前提に、二つの建物を同一敷地内へ建築することに当たって、調査報告書を参考に建築基準法を初め、関係法令上の取り扱いの中で、最も有効でかつ問題の少ない配置でありますとか、建築方法についてあくまでも非公式ではありますが、東京都建築指導事務所等の事前指導を受けましたところ、案を基本に確認可能という一応の見解が得られております。

また宇宙科学館の構想ですとか、規模、駐車場といった件につきましては、堀川議員さんの御質問にお答えいたしましたとおり、東京都の計画によりますと、平成四年度に基本構想をまとめられ、五年度で基本計画、六年度に実施設計を行い、平成七年度からは工事に着手して、九年度のオープンを目指したいという意向のようでございます。

敷地の件につきましてはどちらも広いことが望ましいものではございまいしょうが、調査報告書を基本にいたしまして、また将来における財産区分等を考慮した上で、二つの建物をつくることと、都の施設用地としては、約一万平方メートルぐらいを前提に了解が得られております。

次に地区計画につきましてありますが、用途地域とリンクになっておりますので、全体的な状況といましては、ただいま申し上げたとおりでございます。これまで五月の都市計画地方審議会へ付議できればと申し上げていましたが、東京都の内部調整との関係で、幾分おくれています。実は三月六日に関係局間の調整会議が開かれることになっていっていると伺っており、そのことにより見通しがはっきりすることを期待しているところでございます。(仮称)福祉センターの実施設計に大きな支障が出ないよう、さらに努力をしてまいりる所存でございます。何とぞ御理解と御協力のほど切にお願い申し上げます。

次に福祉センターについてでございますが、確かに福生市総合計画第六章、施策の大綱でも示しておるとおり、福祉保健分野に地域福祉計画の体系化を図り、新たな福祉施策の建設を行うことから、現在(仮称)福祉センター建設に向けて市議会におかれまして建設特別委員会を設けていただき、鋭意研究に努めていただいておりますことに、深く敬意を表しております。したがって、御質問の地域福祉計画の策定につきましては、平成四年度から福祉部に専任の職員を配置する中で、当地域福祉計画の答申と国で示されてくる老人保健福祉計画を基調に、市の総合計画との整合性に努めてまいりたいと考えております。また国は、高齢者福祉十カ年戦略、すなわちゴールドプランを策定し、スタートさせましたことは、御案内のとおりでございます。その中では今後の在宅福祉の推進から、ホームヘルパーの増員、ショートステイの増床、デイサービスの増設が掲げられておりますことから、今後長期的な財政事情を十分考慮する中で、当市の地域福祉計画の策定の推移を見ながら、実施計画に反映できるようさらなる努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

次に、地域医療と病院の設置の問題について御答弁申し上げます。人口の高齢化の進行に伴い、市民の健康に対する関心が高まり、保健医療の需要はますます増大、多様化するとともに、より医療の高度化と質の高いサービスが求められてきております。福生周辺を支える保健医療体制が、現状のままで推移するとするならば、二十一世紀を迎えるに当たり、市民の高いニーズに対しての対応が懸念されると思われま

す。そこで今後より地域保健医療を充実させていくには、平成元年二月に策定された東京都保健医療計画の

見直しが必要とされます。一方東京都が二次医療圏ごとの地域医療計画を策定すべく平成四年度からその検討に入り、平成五年度までに策定されることになっていきますので、今後これらの中で近隣市町、東京都及び医療機関関係者等に理解を深めていくことが大切ではないかと考えます。また地域内に質の高い保健医療を進めていくために、今後のあらゆる機会をとらえて質の高い保健医療体制の推進を図るため、関係機関に理解を求めてまいりたいと考えております。

御提言をいただきました総合病院の件につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。また福生病院につきましては、東京都に対し、より協力していただくようお願いすべきものと考えるところでございます。

次の地域会館の利用の問題につきましては、教育委員会から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

次に湧水と崖線の保全についてでございますけれども、当市の緑のマスタープランの中でも、下の川沿いの崖線は保全すべき貴重な緑と位置づけております。また同時に、崖線には市内で数少ない湧水がございます。崖線を保全することは、湧水も保全することになり、福生市の将来のためにはぜひ必要なことだと思っております。このため下の川沿いの崖線は、用地買収により保全を計画しております。このため市が、一言で買収と申ししましても、地権者も多く、相当な時間と莫大な費用が必要であります。このため市の単独事業としてはなかなか困難でございます。そこで、防衛施設庁の補助対象事業として折衝いたしておりますが、緑地の保全事業としては、連帯性が必要であり、まとまった用地の確保の見通しができません。と、補助対象事業としてはそぐわない関係もございますので、一定の用地の確保をいたし、補助対象事業としてできるまでは、先行取得が必要でございます。したがって、本年度から土地開発公社に先行取得を依頼して、買収を進めているというところでございます。

御指摘のように緑地の保全は、現在熊川緑地を防衛施設庁の補助対象事業で実施いたしておりますので、この事業が完成した暁には、下の川沿いの緑地保全に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また「TAMARAいふ21」との関連でございますが、現在東京都三十二市町村、企業、大学等が参加いたしました。昨年十二月に「TAMARAいふ21」協会が設立されまして、事業の推進に向けて準備が進められているところでございます。

当面は事務局体制の確立に追われておりまして、成案として固まったものとはなっておりませんが、これまでの経過の中から申し上げさせていただきます。まず名称につきましては、多摩新時代の創造、多摩移管百周年記念事業といたしまして、呼称としては「TAMARAいふ21」と称することとなっております。記念事業といたしましては、都市基盤、都市施設の整備と記念式典ほか各種のイベントなどからなっており、「TAMARAいふ21」の特徴的なところは、多摩新時代の創造のテーマのもとに、イベント関係の事業を先導して実施し、そこから生まれ、得られました成果をもとに、平成六年以降本格的な都市基盤、都市施設整備に入っていくというものでございます。

そこで記念事業の中の崖線の保全につきましてですけれども、各種のイベントを行いますテーマプログラムの六つの分野の中の一つとして、多摩の湧水、崖線の保全の事業がございまして、この事業は湧水、崖線、丘陵等の貴重な自然を保全、活用し、地域特性を生かした水と緑のネットワークの形成を目指そうというものでございます。具体的なものといたしましては、平成四年度、五年度には河川シンポジウム、水質などの定点観測、河川清掃、川で遊び、親しむイベントなどが検討されておりまして、全市町村一斉の社会についての提案もされているところでございます。

したがって、平成四年度、五年度の時点におきますハード面での崖線の保全等の事業といたしましては、目下のところは予定されていないという状況でございます。以上、大変雑駁ではございますけれども、上野議員さんの御質問に対します答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） それでは上野議員さんの地域会館の利用についての御質問に御答弁申し上げます。

御承知のとおり地域会館は、地域の方々のごく身近な施設として、個人、グループ、団体の活動や会議、及び研修会等の施設として多くの市民の間で文化の向上、福祉増進等、それぞれの目的に沿って御利用を

いただいております。

さて、御質問の冠婚葬祭の利用、あるいは仮泊、酒席等としての使用の件でございますが、昨今の住宅形態や、狭小な道路、あるいは駐車場の確保等が困難で、特に自宅で葬儀等を執行したくても、執行できないという御意見はごもっともと存じます。そこで制限を緩和して、地域会館の使用をということでございます。あらかじめ使用が予期できない場合における利用においては、いろいろと問題もござい内容といたしましては、地域住民とのコンセンサス、利用者間の調整、施設の機能面、及び管理上の問題等、検討の内容も多岐に及びますが、前向きに検討を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○十八番（上野重勝君） それでは自席からお許しをいただきまして、二回目の質問を行わせていただきます。

まず最初に片倉跡地の利用計画について、ただいま御答弁を大変親切にいただきまして、ありがとうございます。宇宙科学館については一万平方メートルを予定をしているというような御答弁をいただきましたが、ここはそのほかに福祉センターの敷地、あるいは広場とか駐車場といったものを設置をするという予定になっているわけですが、残りの六千平方メートルについてどのように配分を予定しているのか、再度お伺いをいたします。

さらにまた福祉センターには、これは駐車場もちょっと——事前審査になる可能性もありますので、もしあれでしたら、答弁いただかなくても結構ですが、福祉センターの敷地の中には駐車場も含まれるのであるか、あるいはまた駐車台数はどうなのか、といったようなものについて御質問を申し上げます。

それから地区計画については、大変いろいろ問題があつて難しかったかと思ひますが、若干おくれはするもの、予定どおり進められているということ、敬意を表するところでございます。なるべく早く確定をしていただいて、福祉センターがスムーズに建設できるようにお計らいをいただきたいと思います。

それから地域福祉計画ですが、先ほども申し上げましたように、福祉センターは地域福祉計画の中に包含をされるべきものであるというふうに私は判断をしておりますけれども、福祉センターが先行をしてい

るということでございます。この福祉センターについては、それでは基礎的なデータといったようなものは収集してあるのか。四千五百平方メートルの建物がありきで、それから内容をつけていくというようなことではまことに具合が悪いので、基礎的なデータというものはきちんとしているのかどうか、お伺いをいたします。

次が総合病院について。これは大変大きな問題でございますし、福生病院とか、あるいは羽村、瑞穂との関連ということもございますので、いま直ちに実現ということは困難であるということもよく承知をいたしております。しかしながら人間はいつまでも健康で長生きをしたいというのが究極の目的でございます。そのためにはやはり健康の管理、医療施設の充実というのは、市民の最も重要な大きな願いであるうかと思えます。仄聞するところによりますと、公立の病院等はほとんどが赤字で、経営が困難であるというふうに言われております。しかし私はただいま申し上げましたような立場から、一般会計を余り大きく圧迫しない限りにおいては、こういった医療施設に繰り出しをして、維持をしていくということもまたやむを得ないのではないかと考えているものでございます。したがってこの点も考慮の上、今後これらの計画の推進について御検討をいただきたいと思います。これは御要望申し上げます。

それから地域会館の利用についてでございますけれども、現在の使用条例の中では、余り細かくは規定してございません。

それから地域会館の利用についてでございますけれども、現在の使用条例の中では、余り細かくは規定してございません。あとは管理者の裁量に任されているわけでありますが、その中でただいま私が提案申し上げましたようなことが実現できるかどうかということでございます。教育長の御答弁によりますと、よく検討して進めるということでございます。その中で、今、これも規則の上でははっきりしておりませんけれども、実態として使用がかなり制限をされております。例えば酒の席などというのは、余り設けてはいけないふうに言われております。私はこれをもっとうんと緩和をして、例えば地域の町会の会館がやっている程度のもものは許可をしてもいいのではないか。ざっくりばらんな話になりますけれども、例えば酒席の席へ女性等が参加をしてもいいのではないかというふうにも考えておりますので、その辺までの幅

広い考え方が検討の中に入れているかどうか、御答弁をいただきたいと思っております。

それから湧水と崖線の保全について、私の意見とほぼ合致するような御答弁をいただきまして、大変にありがとうございます。そこでいま一つ、突っ込んでお伺いしたいのですが、あの崖線について現在まで、どの程度の取得がされているか、買収が済んでいるか。それから全体計画といったようなものができているのかどうか。それからいま一点、あそこはずっと湧水がどこからも出ているわけです。この湧き水を集約して、清流として、今建設を進めている道路のわきに清流をつくったかどうかというようなことも考えておりますが、それらについてのお考えがあるかどうか、お伺いをいたします。以上、再質問いたします。

○行政推進担当参事（関口 清君） それではお許しをいただきまして、自席から御答弁申し上げます。

この片倉跡地の敷地、要するに土地の配分についての御質問が最初ありましたけれども、あくまでも概略で申し上げますと、全体で一萬六千七百平方メートルほど買収してございまして、お話にありましたように、一萬ぐらいを東京都の管理区分を将来考えた場合の面積でございしますが、一萬平方メートル前後というふうにお話ししているところでございます。

それから福祉センターの敷地としてはおよそ四千平方メートルぐらい、御案内のようにあそこは奥多摩街道の新旧が交わる近くに敷地があるものですから、この交差点改良と申しますか、そういったものがどうしても将来立体交差等にした場合には考えられます。こういったようなことで、これだけの施設ができますと、かなり車で来られる人がいることが予想できますので、スムーズな来館というのですか、そういったものも考慮しておかなければいけないということから、当然これは東京都とも協議していかなければならないわけですが、交差点改良に二千平方メートル強、必要になるうかと思えます。あとこの面積は崖線、要するにはけの部分も含めてトータル的に一萬六千七百でございしますが、そういった道路関係に七百平方メートルぐらいも要するではないかと、こんなようなことを予測していると、そこでございます。

それから駐車場、広場、公園、こういったものの計画についてのお尋ねですが、先ほども市長答弁で申し上げますように、東京都の構想、こういったものが新年度以降でございしますから、これが詰められる

中で、当然何らかの形で市も参画するようにいたしました。恐らく練られると思うのですけれども、あくまでも先ほどの調査報告書、こういったもののシュミレーションというのですか、そういったものからでないといけませんけれども、おおよそ東京都の私鉄の地下に八十台強の駐車場ができる可能性を持つております。これは一層でございますが、今度の構想の中で二層とか、そういうふうに進めるということになれば当然倍近くの台数が置けるのではないかと、このように考えられます。

それから当然周辺にも大型のバスとか、マイカー、そういったものもとめられるようなところが一応用意できるのではないかと、思うように思われます。

それから御案内の中条の池跡も一応駐車場用地等として買わせていただいておりますので、これらをあわせて今後検討していけるのではないかと、思うように考えております。

広場といましては、やはり一つの調査報告書の案で考えた場合に、棟は二つに分かれますけれども、その二棟の中間の部分、要するにプラザ的に使っていくようなところも含めまして、おおよそ段上に一千平方メートル前後を取れるのではないかと、思うように考えられます。

公園につきましては、崖線の部分、一般的には主として緑地でございますが、たまたまはけ下の部分に平場の部分がおおよそ八百平方メートルぐらいあります。したがって、崖線の部分とあわせると、二千平方メートルぐらいは公園、緑地として考えられます。このようなことで、あくまでもシュミレーションですけれども、一応検討しているところでございます。以上でございます。

○福祉部長（石川和夫君） 福祉センターについて、地域福祉計画に基づく建物、データ等についての御質問でございますけれども、御案内のように昨年福祉センター仮称建設準備担当が設けられました。現在まで調査研究を進めさせていただいておるところでございます。その構想がある程度まとまりましたので、これからの議会等に御報告させていただく中で、また御指導いただければと、そんなふうに思っております。以上でございます。

○総務部長（森田 進君） それでは一番最後の御質問でございますけれども、下の川崖線の公社による先行取得の現況についてと、そういうお話でございます。下の川の崖線につきましては、御案内のように陸

橋から多摩橋通りまでの延長につきまして、緑地として整備をしようかと、そういう形で考えているわけでございますが、なかなか距離が長いというようなこともございまして、三区間に分けまして先行して買収をしようかと、そういうふうな予定を立ててございます。現在、予定をしておりますのが、第一期というような形で予定しておりますのが、陸橋から熊川神社のところまで、あそこを、約三千平方メートルほどの面積があるわけでございますが、その土地について買収をしていくと、そういうことで税務署の方の調整等も終わりました。ここで買収にかかろうと、そういうふうな予定になってございます。三月から五月までに買収をする予定者としては、十四名の所有者から買収をしていくと、そういう形で、面積としては約二千四百平方メートルの面積を予定してございます。

ただ御案内のようなあいうふうな崖線でございまして、相続の関係、あるいは所有権の関係等が若干まだ調整がついていない部分、そういう点もございまして、それらについては若干買収をする時期がずれるかもしれませんが、できるだけ早い時期に買収をさせていただきたい、そのように考えております。

それから二期工事といましては、今の熊川神社から五日市線まで、それから三期といましては五日市線から多摩橋際まで、その三区間に分けまして一応買収をしていくと、そういう形で進めさせていただきます。ただきませんが、いずれも用地の買収でございますので、税務署の方の事業認定等が必要でございしますので、それら事務手続きを含めまして、三期に分けて順序に沿った買収をしていきたい。そのように考えております。以上でございます。

○建設部長（小野光朗君） それでは引き続きまして、はけの崖線の湧き水、湧水のことについての利用について御答弁申し上げます。

現在下の川のはけから湧水が数カ所出ております。それらの水につきましては、その保全とか活用というものにつきましては、下の川の緑と同様やはり非常に大事でもって、市民の憩いと潤いの場としても貴重なものだと思います。そういう点からこの緑の確保の中で、台帳上約一万五千平方メートルぐらいあると思いますけれども、そういう中で福生市全体の公園とか、地域の環境の中でその下の川をどうするかというところを見ながら、この地域の生物とか植生、あるいは地形とか地質とか、そういう環境を調べつつ、

何とか生かせるように今後市内全体の公園計画の中を見ながら進めてみたいと思います。

今、総務部長が申し上げましたとおり、当面この緑地の確保については財政の問題とか、権利者の関係とか、なかなか長期間の努力がいると思います。そういう中で、今御質問いただきましたとおり、この道路整備が平成六年にボックスカルバートが終わる予定になっておりますので、そういう中で、当面そのはけの水を集約いたしまして、道路沿いといえますか、そういうところに行かせて、何とか市民にせせらぎの場所に提供できるような努力というのは今後していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきます。

○教育委員会次長（矢崎茂夫君） 制限を緩和してという中で御質問でございますけれども、確かに上野議員さんのおっしゃるとおり、現在でも会議等が終わった段階の後で、軽く飲むというようなことが現状でもあるようでございますけれども、例えば最初から女性を入れて酒席を持つというような使い方については、公の施設ということでどうかと思えますけれども、いずれにしましても、上野議員さんの葬儀等についての質問でございます、これらについて検討したいということでございます。したがって、例えば葬儀の壇払いの後に二次的にやるとか、そういったこともあわせて検討してみたいというふうに考えております。

○十八番（上野重勝君） ありがとうございます。それではこの辺で終わりたいと思いますが、まず第一点の片倉跡地の関係について、ただいま福祉部長から計画についてはそれぞれの調査資料はあるというようにございまして、地域福祉計画ができていないということとございまして、それらに基づいて建設を進めていくということなら、了承をいたします。なおこれらについてはまた何らかの機会に、議会の方に報告をいただくことになるのではないかと、いふふうに思っております。

それから宇宙科学館につきましては、いろいろと御配慮をいただいております。実現に向けて市長さん初め皆様方の御努力をお願いいたします。この点については終わりたいと思います。

次に、会館の使用の問題でございますが、私も幅広くコンパニオンを入れていいのではないかと、いうことまで申し上げましたけれども、検討するということとでございます。なるだけ幅広く、多くの市民が自由

に使えるような方法をひとつ考えていただきたいと思います。

それから崖線について、これも一期、二期、三期というふうに分けて計画を進めるという、大変長遠な計画でございまして、一体これはいつになったら終わるのかなというふうな気がするわけですが、防衛補助事業との関連について、例えば一期、二期、三期に分けてやっておくということなのか、もっともこれは買取ということができませんと、持ち込めないと思うので、その辺難しいのですが、この辺考え方があったらお聞かせをいただきたいと思っております。

それから「TAMARAいふ21」、どうもこれは項目の割合にはなかなか中身の薄いような感じがいたします。主な行事としてはイベントとシンポジウムが当面の問題で、それから後になってから都市基盤の整備ということとを考えると、私の方からどうこう申し上げるわけにはまいりません。

それから今ちょっと答弁の中に出てまいりましたけれども、茶会を行うというふうな答弁がございましたが、これはどんなことなのか、そしてまた市としてはどんな計画をお持ちになっているのか。よろしゅうございますか、そこだけ御答弁いただきたいと思っております。

○企画財政部長（野沢久人君） 先ほどTAMARAいふの関係の答弁の中で、茶会の計画がという話があった部分だろーと思っております。

この件につきましては実はいわゆるTAMARAいふのテーマプログラムという形で、幾つかのプログラムが検討されているところでございますが、その中で多摩の湧水、崖線の保全という形でのプログラムがありまして、その中に現在の段階では九つばかりの事業が全体的には計画をされているところでございます。

基本的には多摩の持つ湧水、崖線の問題を全体的に探りながら、これからの保全の方策を考え、その中でどういう形でそういったものを保全していくか、それを東京都、あるいは市町村、あるいは東京都が市町村に助成をするといったようなさまざまな手法が今後考えられて、こうと思えますし、さらに民間の方々も入って、こうと思えますが、そういう中の一歩最初の仕事として平成五年の五月の九日に、多摩の

全市町村で、共通の形で、平成の大茶会というのをやってみようではないかと、こういう話が一つの事業として、イベントとして組まれているところでございます。そんなことの中で、いわゆる多摩の水といったようなものについて、茶会を通じながら考えてみたいと、そんなような提案が「TAMAMAIふ21」協会の中で今進んでいるというところでございまして、まだ具体的な内容等につきましてはこれから詰まっていって過程でございますので、具体的に申し上げられませんが、そんなねらいを持った形で事業が行われていくということ、御承知おきをいただければありがたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○総務部長（森田 進君） 下の川の崖線の関係で、三期に分けたというようなことでございしますが、これは現在崖線については、非常に所有者が多くて、全部で六十名になんなんとする所有者があの中にあるわけでございます。そういう点でそれぞれ先ほど申し上げましたように、所有権の問題、あるいは境界の問題、そういった点でまだかなり時間がかかる問題がございます。そんなことから取りあえず三期に分けて買収をさせていただくと、そういうことでございますが、防衛の補助事業というような形になりますと、いろいろ現在お願いしている事業等もございしますので、それらの関連を見ながらできるだけ早い時期に、用地については買収し、防衛補助事業として国の方へこの事業について要望していきたい、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○十八番（上野重勝君） いろいろ御丁寧にこまごまと御答弁をいただきましたことにありがとうございます。ました。検討する項目につきましては、聞き置く程度にならないようお願いを申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（赤星人君） 四時十五分まで休憩をいたします。

午後 四時 二分 休憩

午後 四時 十四分 開議

○議長（赤星人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一番大野悦子君。

（一番 大野悦子君登壇）

○一番（大野悦子君） 一般質問をいたします。

まず学校五日制について、今、話題になっている学校五日制について質問をいたします。

民間企業も週休二日制へと進む中で、子供の世界である学校も、世界の多くの国々のように五日制を指向していくのは、当然の理であると思います。少し前の話になりますが、昨年の十月、自民党の文教制度調査会が出されたものを読みますと、「我が国においては急速な経済的繁栄の中で、情報化、国際化、都市化、核家族化と、社会の変化が多面的に加速する傾向が見られ、それが子供たちの生活にさまざまな影響を与えている。すなわち概してゆとりがなく、生活体験や社会体験が不足しており、また幅広い年齢集団での活動が少なく、社会生活をしていく上で必要とされる人間関係や社会性、たくましい体力や奉仕の精神が十分身につけていない状況が見られ、さらに受験競争の加熱による過度の学習塾通いが、子供たちの心身に悪影響を及ぼしている。これらの状況はさまざまな要因が絡み合っているが、都市化、核家族化などの社会の変化に伴って、家庭や地域社会の教育力が低下するとともに、学校教育に過度に依存し、学校や家庭及び地域社会の教育力のバランスが崩れることも大きな要因であると分析し、その対策として家庭、学校及び地域社会がそれぞれの教育機能の特質を十分生かした教育力の充実を図ることにより、子供がゆとりと生きがいを持って学習をし、生活を営むとともに、遊びや自然との触れ合い、奉仕などの直接体験を通じて豊かな道徳性や強靱な体力を育て、生きる力を身につけ、二十一世紀の我が国を担う心豊かなで、たくましい人間の育成を図らなければならない。この実現のために学校五日制の導入が課題になっている。」そして「学校五日制を導入するということは、家庭、地域、週休二日制にすることであり、家庭や地域社会において、直接体験を重視した教育力を高めることが大切である。学校は明治以来週六日制で教育を行ってきたところであり、国民一般の生活や意識に深く定着しているので、国民のコンセンサスの形成を図りつつ、段階的に学校週五日制を導入することが適当である」と答申しました。

文部省も九十年代から九都道府県六十八校の調査研究校で、月一回から二回の学校五日制の調査研究を

行ってきました。福生市では既に十二月の議会で学校五日制の質問に対して、教育長の答弁がありました。御存じのように「海と山と川があればいい」という名答弁でありましたけれども、その後福生市ではどのような論議がなされてきたのか、お聞きしたいと思えます。

そして現場の代表組織としての校長会、また現場教職員組合や家庭、地域の代表組織との話し合いや、PTA、社会教育委員会などの話し合いがなされてきたのか、いかがでしょうか。

学校五日制は家庭週休二日制として、すべて家庭の問題と簡単に片づけられない重要性をも秘めております。サラリーマンばかりでなく、自営業の人や、土日こそ仕事という家庭もあると思います。そのようなことも考慮していかなければならないと思いますが、地域として、自治体としての対応、そしてそのスケジュールはどうなっているのか、お聞きします。

それから二点目、市民から大変関心と期待のある有償家事援助サービスについて。

お年寄りや体の不自由な方、ひとり親家庭の皆さんが市民の参加と協力による手助けにより、住み慣れた地域の中で、安心した日常生活が送れるのは、大変結構なことだと思います。ボランティア広報「ほほえみ」等で、いよいよ九十二年度より有償家事援助サービスがスタートすること、そして協力会員募集ということが載りましたが、現在までの募集の状況はどうなっているのでしょうか。

そして協力会員として登録されている方の数、そのうち男性の数、また活動内容として細かな項目が書かれてありますが、例えば衣類の洗濯という場合にも、保健衛生の面からはどこまでが手を出していいものなのか、掃除や整理整頓といった場合、家庭の中のプライバシーの問題等もあるかと思いますが、これへの対処として、協力会員の養成、またマニュアル等、当然必要になると思いますが、その辺も含めまして、準備がどの程度、どのように進んでいるのか、詳しくお聞かせください。

また利用会員の現在までの申し込みもありましたら、その点もお願ひいたします。

それから三点目としまして、老人給食の充実について。

現在福生市で行われている週一回の給食サービスの回数を何とかふやせないかということについて、お尋ねをいたします。週一回を二回、または三回と何とかふやしていただけないかという声がたびたび寄せ

られております。現在の給食サービスの状況等について、よろしく願ひいたします。以上、壇上での一般質問を終わります。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 大野議員さんの御質問に答弁申し上げます。

第一点目の学校五日制につきましては、教育委員会より答弁させていただきますので、よろしく願ひをいたしますと存じます。

次の有償家事援助サービスについてでございますけれども、協力者募集の現状と、四月からの具体性についてでございますが、御承知のとおりこの事業は社会福祉協議会において実施に向け、現在事務が進められているところでございます。この事業実施のために市からふれあい基金として五千万円を補助し、その果実を利用して、実施されるものでございます。現在、協力員の募集が始まっておりますが、二十五人の方から申請が出されております。これからの日程であります。四月から利用会員の募集にかかり、コーディネーター、職員により、利用会員の御家庭を訪問いたしまして、実態を掌握いたしますのと同時に、協力員には研修を受けていただき、七月には実施したいと思っております。

なおサービスの内容等につきましては担当部長から答弁申し上げます。

また次の老人給食サービスにつきましては担当部長から答弁申し上げます。回数をお知らせいたしますが、ございますが、このサービスも社会福祉協議会に願ひし、実施しているサービス事業でございますが、御承知のとおり現在は週一回実施をいたしております。平均五十食でございます。このサービスは友愛訪問的、かつ在宅支援、触れ合うことによるお互いの信頼関係をつくる等の意味合いを込めて、ボランティアの方々の御協力をいただきまして、実施をしているものでございます。

現在、ボランティアの方々は、三十九人登録されております。御質問の回数の増でございますが、趣旨はよく理解できるものでございますが、ボランティアさんの御都合等、難しい問題もございますので、いましばらくの間現況で願ひをいたしまして、回数の増につきましては、今後の課題とさせていただきます。よろしくお願いいたしますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

以上で大野議員さんからの御質問に対します御答弁とさせていただきます。

○教育長（来住野和也君） 学校週五日制について、基本的な考え方を御答弁申し上げます。

社会の変化に呼応して実施が迫られております学校週五日制を、児童・生徒の自己教育力の育成という視点から検討しております。言いかえれば必ずから学ぶ意欲を持ち、二十一世紀の社会にたくましく、心豊かに生きる力を育成する教育のあり方、及び家庭、学校、地域社会の役割を改めて見つめ直し、学校、家庭、地域社会の教育力の一層の充実を図るという視点から検討しているところでございます。

学校には現在、学校週五日制を視野に入れ、平成四年度の教育課程を編成するよう指導しております。学校週五日制については、国及び東京都の基本的な考え方は、まだ示されておりませんが、教育課程の編成に当たっては、生涯学習の基礎を培うという観点に立ち、現行の教育水準を維持し、指導内容の精選と指導方法の創意工夫をより一層図る。標準授業時数を確保し、年間を通した指導計画のもとに指導の充実を図る。児童・生徒の学習負担が加重にならないよう意図的、計画的な学習内容、方法の改善を図る。といった点に留意するように指導しているところでございます。

具体的には国及び東京都教育委員会の基本方針を踏まえ、学校に指導していきたいと考えております。以上です。

○福祉部長（石川和夫君）

それでは自席から市長の補足答弁をさせていただきます。

まず協会の男女別の内訳でございますけれども、三月一日現在で先ほど市長が申し上げました二十五名でございます。そのうち女性が二十四名、男性一名でございます。年齢別に見ますと二十代が二人、三十代が三人、四十代が七名、五十代が十人、六十代が三名でございます。

それから利用会員の現況ということでございますけれども、先ほど市長が答弁いたしましたように、四月から募集を開始したいというふうに考えておるところでございます。

内容について御説明させていただきます。まず目的といたしましては、共に助け合う地域づくりを目指しまして、市民の参加と協力のもとに、だれもが住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを願うということ、この事業を実施するというところでございます。サービスの仕組みといたしましては、利用

会員と協会員に分かれています。それぞれ社会福祉協議会がそれを募りまして、実施していくわけでございます。協会員につきましては、利用会員にいたしましたとしても、お申し込みいただきました。それぞれが利用した場合には、利用会員は協会員に対して一時間当たり六百円のサービスといえますか、お金を支払うというふうなことでございます。時間的には午前九時から午後五時までということ、考えております。まして、また時間外になった場合には、一時間当たり七百五十円というふうなことを考えております。

それで利用会員でございますけれども、概ね六十五歳以上の方、それから心身に障害のある方、ひとり親家庭の方が対象になっているというふうなことでございます。

協会員は十八歳以上の健康な方で、福祉に熱意のある方を考えているところでございます。サービスの内容といたしましては、家事援助的なサービスといたしましては、先ほど議員さんからも言われましたように、食事の支度、あるいは衣類の洗濯、繕い、住居の清掃、整理・整頓、あるいは買い物、薬取りというふうなことで、また介護的なものにつきましては、介護というふうな形で外出の介助、あるいは入浴の手伝い、食事等の介護というふうなことを考えておるところでございます。

この協力員等の謝礼ということで先ほど申しましたように、一時間当たり六百円ということになっておりますけれども、これにつきましては二通りの方法を考えておりまして、お金でもらう方、あるいは逆にそれを積み立てておいて、将来自分が利用するというふうなこともできる預託制度というふうなことも考えているところでございます。

それから利用上の減免的なことでございますけれども、生活にお困りの方につきましては、全額、または一部免除するというふうな規定も設けておるところでございます。

それから今後のスケジュールでございますけれども、現在は「ほほえみ」あるいは社協だより、広報によって協会の募集を行っておるところでございます。四月からは利用会員の募集等を行っていききたいということでございます。これは通年になろうかと思っておりますけれども、それぞれ利用会員、協会員につきましては、通年募集になろうかと思っております。

現在、協会員が二十五名おるわけでございますけれども、これからの増を期待いたしまして、四月か